

令和7年度第5回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和7年度第5回神石高原町農業委員会総会を開会致します。始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は、ありません。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は14名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。■番■委員、■番■委員にお願いします。
議案第1号	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地利用状況調査による非農地承認について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	■番	今回の案件は、法務局へ提出して承認を得られるという見通しでだされているものと思いますが、法務局の見解は木が立っていないと山林として認めないということだと思うのですが、その辺りはどうなのでしょう？
	事務局長	事務局員が現地に赴いて、山林に該当するのではないかと判断したものを提出させていただいています。法務局も実際に調査されて、これまでも法務局に提出したもののうち、これは山林ではないのではないかとということで保留になったものもあります。一応、農業委員と事務局員が非農地であると判断されたので非農地通知を提出していきたいと考えています。
	■番	法務局の見解もわかりますが、もう少し農業委員会の意見も聞いてもらって、非農地として認めてもらいたいと思っています。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。議案第1号「農地利用状況調査による非農地承認について」原案通り承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので原案通り承認することとします。
議案第2号	議 長	続きまして議案第2号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(産業課農地係説明)
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。

	議 長	無いようですので、採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」意義なき旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、意義なき旨回答することとします。
議案第3号	議 長	続きまして議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	担当委員さんに事前調査をお願いしております。4-2の案件につきまして、 推進委員さんの方から報告をお願いします。
	 番	 地区担当の です。受付番号4-2について、報告します。場所は、 より へ約 の場所にあります。8月20日に 農業委員と 同行のもと調査しました。申請のあった農地は、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地で、その他2種農地です。申請地は、昭和50年頃、当時の所有者であった被相続人、 がアスファルト舗装及び車庫兼倉庫の建築を行っている土地です。この度、顛末書を添付し、転用申請されたものです。周辺農地への影響もなく、農振地域除外申請手続き中の農地で、何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	 番	この土地は156㎡ということですが、農業用倉庫と思われるのですが届出では、ダメなのでしょうか？
	事務局長	農業用倉庫も兼用で使われているのですが、主に生活のための居住用の駐車場及び車庫として使われています。
	 番	私は、農業用倉庫の届出でもいいのではないかと思います。
	 番	今回の案件は、本人から申請のあったものです。
	議 長	他にございませんか。無いようですので、採決に移りたいと思います。 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) ありがとうございました。挙手全員でありますので、申請通り許可することとします。
議案第4号	議 長	続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	担当委員さんに事前調査をお願いしております。5-1の案件につきまして、 農業委員さんより報告をお願いします。
	 番	 地区担当農業委員の です。 推進委員が所用のため本日欠席ですので代わって報告します。受付番号5-1について、報告しま

		す。場所は、■■■から■■■の間の■■■という所でありまして、県道との三差路から■■■に向けて約■■■位の場所にあります。8月27日に■■■推進委員と代理人の■■■同行のもと調査しました。経緯を申しますと、申請地の東側の道路を挟んだ隣接農地を分筆して、東側の道路を整備されました。その時、家側の今回申請地が農地のまま残っていたようですが、庭として使われていました。申請のあった農地は、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地で、その他2種農地です。申請地は、以前より宅地の庭の一部として利用していた土地であり、この度、顛末書を添付し、今後も宅地と一体利用するために転用と所有権移転をあわせて行うとのことです。周辺農地への影響もなく、農振地域除外申請手続き中の農地で、何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。続きまして、5-2の案件につきまして■■■推進委員より報告をお願いします。
	■■■番	■■■地区担当の■■■です。受付番号5-2について、報告します。場所は■■■から■■■へ約■■■の場所にあります。8月18日に■■■農業委員と代理人の■■■同行のもと調査しました。申請のあった農地は、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地で、その他2種農地です。申請地は、宅地に隣接した土地であり、既存の宅地のブロック積が崩壊の危険性があり、この度、補強のため、擁壁及び盛土工事をするために転用申請がされたものです。また、隣接する宅地の所有者の同意も得られており、周辺農地への影響もなく、農振地域除外申請手続き中の農地で、何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	■■■番	5-1の案件ですが、これは土地の譲受人が庭にしたいということですか？その隣の空き家と何か関係があるのですか？
	■■■番	申請地は、昭和50年代から既に庭の一部として使われていました。譲受人は、空き家となっていた住宅を含め、譲渡人所有の土地を全て譲り受けたいということで、今回の申請地も譲り受けて、引き続き庭として使用するということで申請されたものです。
	議 長	他にございませんか。無いようですので、採決に移りたいと思います。議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) ありがとうございました。挙手全員でありますので、申請通り許可することとします。
議案第5号	議 長	続きまして、議案第5号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)

	議 長	ありがとうございました。担当委員さんに事前調査をお願いしております。■■■■推進委員さんから報告をお願いします。
	■番 ■■■■	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号1-1について、報告します。場所は、■■■■から■■■■へ約■■■■の場所にあります。8月20日に■■■■農業委員と調査しました。申請地については、平成22年頃から労働力不足により、耕作せずに長年放置されていたため、既に山林化しており、原状回復により農用地としての利用は困難であると思われます。また、利用状況調査ではE判定とされております。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	■番 ■■■■	今回申請の方の所有の農地がこの近くに航空写真上でももう2箇所あるのですが、同じくE判定になっているようですが、あわせて非農地申請はなかったのですか？
	事務局長	この度の申請は、この一筆だけの申請をされています。
	議 長	他にございませんか。無いようですので、採決に移りたいと思います。 議案第5号「非農地証明申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) ありがとうございました。挙手全員ですので、申請通り許可することとします。
報告第1号	議 長	続きまして、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようでございますので、報告第1号を終わります。
	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時18分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和7年9月29日
		会長 ■番 ■委員 ■番 ■委員